

○薬局登録の可否について

(昭和三〇年七月二日)

(薬第八九二号)

(厚生省薬務局長あて愛媛県知事照会)

今般病院(病床数約四〇、診療科名、呼吸器科、内科、外科)の開設者が医療法第二十一条により設置している調剤所を改築し薬事法第二条第三項にいう薬局(薬事法第二十九条第一項但し書により当然医薬品販売業を併せ営むものと思われる。)として登録し現在病院の調剤所において行っている調剤もすべてこの薬局において行おうとしているが、このような事例は今後もあるものと思われる左記事項についていささか疑義あるので貴局の御意向を承知いたしたく照会する。

記

- 1 薬局の登録についてはこれが登録基準に適合し専任の薬剤師が管理するものであれば登録して差し支えないものと思われるが、これを登録した場合、同薬局は医療法第二十一条に規定する調剤所とは認められず、又前記薬剤師についても同法第十八条にいう専属の薬剤師とは認められないと思われるので、この場合は別に調剤所を設置し専属の薬剤師を勤務させる必要があると思うがどうか。

(昭和三〇年一二月二〇日 薬収第七〇五号)

(愛媛県知事あて厚生省薬務・医務局長連名回答)

昭和三十年七月二日薬第八九二号をもつて照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

薬局の登録に関しては、貴見のとおり登録を受けることは可能であるが、病院の調剤所について薬局の登録を受けることの必要性は認められないし、又、病院の入院患者及び外来患者以外の者に対して調剤及び医薬品の販売を行うことは、病院の管理上不適當であるので、かかることをせしめないように指導せられたい。